

全国健康保険協会

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言対象地域における
生活習慣病予防健診及び特定健康診査並びに特定保健指導の一時中止について
(対象地域の拡大について)

日頃より、全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先般、令和2年4月9日にご案内させていただきましたとおり、協会けんぽにおきましては、令和2年4月10日より同年5月6日までの間、緊急事態宣言の対象地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に所在する健診実施機関で実施する健診等を一時中止させていただいております。

今般、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたとともに、上記7都府県並びに北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の13都道府県が「特定警戒都道府県」とされました。

これを受け、協会けんぽにおきましては、健診等を一時中止する対象地域を「特定警戒都道府県」（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府を追加）に拡大することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご承知いただきますとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願いいたします。

【対象地域】

- ・北海道 ・茨城県 ・埼玉県 ・千葉県 ・東京都 ・神奈川県
- ・石川県 ・岐阜県 ・愛知県 ・京都府 ・大阪府 ・兵庫県 ・福岡県

【中止する健診等】

- ・生活習慣病予防健診【被保険者】
- ・特定健康診査【被扶養者】
- ・特定保健指導(対面のもの)【被保険者・被扶養者】

【一時中止期間】

令和2年4月10日より同年5月6日まで

(注) 北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の地域については、

令和2年4月20日から同年5月6日まで

担当：全国健康保険協会 本部保健部
保健第一グループ（十文字・西江）
電話：03-5212-8221